

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・ IT を活用し、積極的な情報共有の効率化/可視化を行いサプライチェーン全体の仕事の効率化を行う。
- ・ 低炭素工法の研究/開発を行い、CO2 などの総量を減らしていく取り組みを現場ごとに行う。
- ・ サプライチェーン全体として労働効率化のために互いに何ができるか検討し、協議を行う場を構築する。また、その場において出た具体案を積極的に現場へ展開していく。
- ・ 健康経営優良法人の申請を行うために、社内制度や施策の見直しを図る。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

令和 8 年 1 月 14 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

<u>木村工業株式会社</u>	<u>代表取締役 木村 謙太</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。